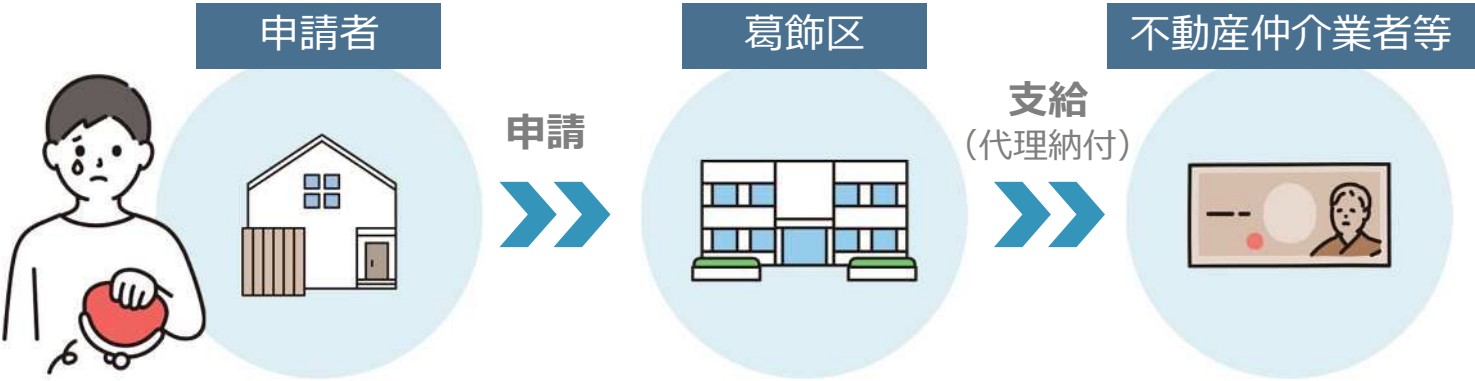


住居確保給付金（転居費用補助）のご案内

住居確保給付金の転居費用補助は、離職や休業等により、一定の条件を満たす方に転居費用を補助する制度です。



※原則として、葛飾区から不動産仲介業者等の口座へ転居費用補助を振り込みます。

対象となる方

①～⑦ **すべて該当する方**

- ☑ ①住居を喪失した方又は喪失のおそれのある方であること。
- ☑ ②申請月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること。
- ☑ ③申請月に世帯の生計を主として維持している方であること。
- ☑ ④離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方が受けていないこと。
- ☑ ⑤家計に関する相談支援において、その家計の改善のために転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること。
- ☑ ⑥申請者及び申請者と同一の世帯に属する方のいずれもが暴力団員でないこと。
- ☑ ⑦申請月における世帯収入額が次の収入基準額以下、かつ資産合計が次の基準額以下であること。

世帯区分	基準額※1	家賃額（上限）※2	収入基準額（上限）※3	資産基準額
単身世帯	92,000円	53,700円	145,700円	552,000円
2人世帯	139,000円	64,000円	203,000円	834,000円
3人世帯	172,000円	69,800円	241,800円	1,000,000円
4人世帯	214,000円	69,800円	283,800円	
5人世帯	255,000円	69,800円	324,800円	

※1：市区町村税均等割が非課税となる者の収入額の1/12の額
※2：申請者又は受給者が賃借する賃貸住宅の一月当たりの家賃額
※3：基準額に家賃額を合算した額

支給額・対象経費

以下の表の支給限度額を上限として、転居費用について支給します。

区分	支給上限額
単身世帯	279,200円
2人世帯	300,000円
3人世帯	324,000円
4人世帯	344,000円
5人世帯	364,000円

対象経費	対象外経費
□ 転居先への家財の運搬費用 □ 転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料） □ ハウスクリーニングなどの原状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む） □ 鍵交換費用	□ 敷金 □ 契約時に払う家賃（前家賃） □ 家財及び設備（風呂釜、エアコン等）の購入費

再支給の申請

転居費用補助を受給した方で、次のいずれにも該当する場合は、再支給の対象となる可能性があります。

- ① 以下のいずれかの理由により世帯収入が著しく減少した場合
 - ・ 同一世帯に属する方の死亡
 - ・ 申請者又は申請者と同一の世帯に属する方の離職、休業など（本人の責に帰すべき理由又は当該個人の都合によるものは除く）
- ② 従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合

まずはご相談ください。



自立相談支援窓口 ☎03-5654-8625
受付時間：午前8時30分～午後5時
（土・日・祝・年末年始は除く）